

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく支援専門家の委嘱 依頼について

平成28年4月1日より、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（被災ローン減免制度）の運用が開始されました。

この制度は、平成27年9月2日以降に発生した自然災害の影響により、従前の住宅ローン等の支払が困難となった被災者について、一定の要件のもとに、住宅ローン等の債務の減額や免除が認められる制度です。

この制度をご利用いただくためには、まず、借入残高が最も多い金融機関にご相談いただき、上記ガイドラインに基づく手続きに着手することへの同意をいただいて下さい。

その上で、当会に対し、登録支援専門家弁護士の委嘱を申請して下さい。

当会における登録支援専門家の委嘱の受付窓口は、愛媛弁護士会事務局（〒790-0003 松山市三番町4-8-8 電話089-941-6279、FAX089-941-4110）となります。委嘱依頼書のご提出は、上記の同意書を添付したうえで、愛媛弁護士会へファクシミリ、ご郵送又はご持参下さい。

また、登録支援専門家による業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する等業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合の相談窓口も、愛媛弁護士会事務局となります。

[委嘱依頼書 PDF](#)

[支援専門家登録簿 PDF](#)